政　令

薬事法第十四条の三第一項の政令で定める医薬品等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十二号

薬事法第十四条の三第一項の政令で定める医薬品等を定める政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　薬事法（以下「法」という。）第十四条の三第一項の政令で定める医薬品は、インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして同法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したものに限る。）に係るワクチンとする。

2　法第十四条の三第一項第二号の政令で定める国は、前項の医薬品については英国、カナダ、ドイツ及びフランスとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○法務省令第四十三号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十一日

法務大臣　千葉　景子

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表二〇人以下の項及び二一人以上の項を次のように改める。

二〇人以下	四、三七〇円	四、二八二円	四、二二三円	四、一九四円	四、一六五円	四、一三五円	四、一〇六円	四、〇四七円	四、〇一八円
二一人以上	三、六六三円	三、五九〇円	三、五四一円	三、五一七円	三、四九三円	三、四六八円	三、四四四円	三、四二〇円	三、三九五円

第六条第二項の表中

五〇六、〇一九円	四九三、三九三円	四八四、九七六円	四八〇、七六七円	四七六、五五八円	四七二、三五〇円	四五九、七二四円	四五五、五一五円	四四七、〇九七円

を

五〇六、七九〇円	四九四、一四四円	四八五、七二四円	四八一、四三四円	四七七、二八三円	四七三、〇六八円	四六〇、四二二円	四五六、二〇七円	四四七、七七六円

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十一年十月一日から適用する。

告　示

○法務省告示第五百二十五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年十一月二十八日から効力を生ずる。

平成二十一年十一月十一日

法務大臣　千葉　景子

熊本県球磨郡五木村長

○法務省告示第五百二十六号

岡山県久米郡美咲町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年十二月十一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、美咲町役場又は岡山地方法務局津山支局に照会すること。

平成二十一年十一月十一日

法務大臣　千葉　景子

岡山県久米郡柵原町飯岡四百二十九番ノ一地

杉本　真七

○法務省告示第五百二十七号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第二項の規定により、同条第一項の事務を次のように指定する。

平成二十一年十一月十一日

法務大臣　千葉　景子

事務	指定の効力が生ずる日
甲府地方法務局登記所の事務	平成二十一年十二月七日
甲府地方法務局鰍沢支局の事務	平成二十一年十二月七日
甲府地方法務局大月支局の事務	平成二十一年十二月七日
甲府地方法務局山梨出張所の事務	平成二十一年十二月七日
甲府地方法務局韮崎出張所の事務	平成二十一年十二月七日
甲府地局吉田出張所の事務	平成二十一年十二月七日
福岡法務局の事務	平成二十一年十二月十四日

共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務